

仕 様 書

1. 件 名

令和 7 ～ 9 年度決算における退職給付債務等の計算委託

2. 概 要

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）の職員及び退職者データ、年金データに基づき、令和 7 ～ 9 年度決算に使用する退職給付債務及び退職給付費用を算出する。

3. 業務内容

（1）概要

- ・ 本件業務の受託者（以下「乙」という。）は、令和 7 ～ 9 年度の年度（4 月 1 日～ 3 月 3 1 日）ごとに、3 月 3 1 日における退職給付債務並びに翌年度 1 年間ににおける退職給付費用（勤務費用・利息費用等）を算定すること。
- ・ 甲の退職給付は、退職一時金と確定給付企業年金（文教関係団体企業年金基金）があるため、乙は甲のそれぞれの規程・規約に基づいた計算を行うこと。
- ・ 乙は、総括報告書及び算定区分別、制度別の集計表、計算対象者全員について個々の職員ごとの計算結果を納入すること。
- ・ 甲が提供するデータを乙が検証し、甲乙双方で最終確認がされたデータに基づき計算を行うこと。
- ・ 納入は電子データ（PDF ファイル及び EXCEL ファイル）とする。

（2）算定にあたっての基本条件

ア. 指針

公益社団法人日本アクチュアリー会及び公益社団法人日本年金数理人会公表の「退職給付会計に関する数理実務基準」及び「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」、独立行政法人会計基準研究会公表の「独立行政法人会計基準」、企業会計基準委員会公表の「退職給付に関する会計基準」に準拠すること。

イ. 計算基礎

- ・ 割引率
原則としてデュレーションアプローチによる。
- ・ 予定死亡率
最新の完全生命表を使用すること。
- ・ 予定退職率
甲の提供するデータを基に、乙において退職事由別・年齢別に算出し使用すること。
- ・ 予想昇給率

甲の提供するデータを基に、乙において年齢別に算出し使用すること。

・ その他の計算基礎等

上記各計算基礎の他に、算定において必要となる計算基礎等が生じた場合は、甲乙協議の上、乙において算出し使用すること。その場合、甲は必要となるデータ等を乙に提供する。

ウ．期間帰属方法

原則として、期間定額基準を用いた計算をすること。

エ．データ等基準日

令和 7～9 年度の各年度 1 月 1 日を原則とする、甲の指定する日。

（必要に応じ、甲乙協議の上決定することもできる）

オ．その他の計算基礎

甲の指定する算出条件毎に算定すること。

（３）算定に当たり甲から提供する情報

乙が本件業務を行うにあたり、甲から乙に提供する情報は下表のとおりである。

基礎資料	甲の退職手当規程、文教関係団体企業年金基金規約
職員情報（約 4 0 0 件）	職員番号、部門コード、社員区分、性別、生年月日、採用年月日、基本給月額、退職者に係る退職年月日及び退職事由等
加入者情報（約 4 2 0 件）	加入者番号、性別、生年月日、入社年月日、みなし加入日、みなし加算日、再加入有無、中断記録、勘定残高、標準給与月額、加算年金額、薄皮年金額等
未裁定者情報（約 7 0 件）	加入者番号、性別、生年月日、入社年月日、みなし加入日、みなし加算日、資格喪失日、区分（年金又は一時金）給付額、支払開始年月等
受給者情報（約 3 5 0 件）	加入者番号、性別、生年月日、入社年月日、支給開始年月、裁定年金額、支給終了年月日等

※上記記載の件数は予定数である。

※EXCEL ファイル又は CSV ファイルを、電子メールで提供する。

※基礎資料は、契約後に最新のものを甲が乙に提供する。

※職員情報は、令和 7～9 年度の年度ごとに、1 月末までに甲が乙に提供する。

※加入者情報・未裁定者情報・受給者情報は、令和 7～9 年度の年度ごとに、2 月末までに甲が乙に提供する。

(4) その他

ア. 秘密保持

乙は、本件業務に関して取り扱う情報は適切に管理し、第三者に対して漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

イ. 再計算や甲の会計監査人の照会についての対応

割引率等基礎数値の変動や、甲の会計監査人の監査等を起因として、計算結果に修正又は変更が必要となった場合、乙は速やかな再計算を行うこと。また、算出結果や前年度との比較における変動要因、将来にわたる債務額の推移予測等について甲の会計監査人から照会があった場合、乙は甲の指示に基づき対応すること。

対応が発生する可能性のある時期は対象年度の翌年度4月1日から6月30日の間であり、乙はこれに伴う追加費用の請求は行わないものとする。

ウ. 著作権及び所有権の帰属

本件業務により乙から甲に提出された成果物の著作権及び所有権は、甲に帰属する。

エ. 再委託の禁止

乙は本件業務を第三者に再委託してはならない。

4. 応札条件

本件業務は乙に所属する年金数理人の資格を持つ者（確定給付企業年金法施行規則第116条の2の要件を満たしている者をいう。）が従事して行うこと。また、甲の会計監査人ではないこと。

5. 納入期限

令和7年度分の納入物：令和8年3月31日まで

令和8年度分の納入物：令和9年3月31日まで

令和9年度分の納入物：令和10年3月31日まで

6. 納入場所

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部 財務課

7. 代金の支払い

請負代金については年度ごとに、乙が請求した日から30日以内に支払うものとする。

8. その他

この仕様書に定めのない事項は、甲の担当者と協議すること。

以上